日 調 連 発 第 ８ ０ 号
平 成 ２ ４ 年 ７ 月 ６ 日

各土地家屋調査士会長　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る登録型本人通知制度について（参考送付）

この度、香川会から、別添のとおり標記制度が本年７月９日から、高松市、さぬき市、東かがわ市で実施され、本年７月１日から、その他の５市９町で実施されている旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

登録型本人通知制度

来月から順次開始

県内全市町

高松市は27日、住民票の写しや戸籍謄本・抄本などの証明書を本人の代理人らに交付した場合、交付した事実を本人に通知する登録型本人通知制度を7月9日から始めると発表した。県内市町でも一斉に取り組んだ方が効果があるとして、2年ほど前から協議しており、高松、さぬき、東かがわの3市が7月9日から、その他の5市9町は7月1日から始めることになった。全国の都道府県で、すべての市町などが実施するのは埼玉県に次いで2例目という。

同日の定例会見で、大西市長が概要を説明した。不正な請求の抑止や、個人の権利・利益への不当な侵害を防止することが目的。

市市民課によると、制度では本人通知を希望する市民は、まず同課に登録する。住民基本台帳法や戸籍法の規定に基づき、代理人や第三者からの請求に対して、住民票の写しなどを交付した際、同時に登録した本人にも交付事実を郵送で通知する。

対象となる証明書は、住民票の写しや戸籍謄本・抄本など。登録期間は3年間で、通知内容は交付年月日や交付証明書の種別、交付請求者の種別など。